

情報最前線

市役所への
お問い合わせ先

- 西条市庁舎
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所
TEL0898-72-2111

お知らせ



平成22年度 市税の納期限

- 固定資産税
 - 第1期 4月30日(金)
 - 第2期 8月2日(月)
 - 第3期 9月30日(木)
 - 第4期 12月27日(月)
- 軽自動車税
 - 全期 5月31日(月)
- 市県民税
 - 第1期 6月30日(水)
 - 第2期 8月31日(火)
 - 第3期 11月1日(月)
 - 第4期 1月31日(月)
- 国民健康保険税
 - 第1期 8月2日(月)
 - 第2期 8月31日(火)
 - 第3期 9月30日(木)
 - 第4期 11月1日(月)

固定資産課税台帳の閲覧
土地・家屋の価格等の縦覧

- 第5期 11月30日(火)
- 第6期 12月27日(月)
- 第7期 1月31日(月)
- 第8期 2月28日(月)

平成22年度は固定資産税の価格を据え置く第2年度に当たするため、土地・家屋の評価替えは行っていません。

しかし、①新たに固定資産税の対象となった家屋②土地の地目変更、家屋の増改築などによって基準年度(平成21年度)の価格によることが適当でない土地・家屋については、新たな評価を行い、価格の決定を行っています。

■閲覧・縦覧期間

4月1日(木)～30日(金)
8時30分～17時15分

■固定資産課税台帳の閲覧
納税義務者、賃借権・その他の利用収益を目的とする権利者が閲覧できます。

閲覧期間以外は、閲覧手数料が必要となります。

■土地・家屋価格等の縦覧

納税者が、本人の所有する土地や家屋の価格と周辺の土地や家屋の価格を比較し、価格の適正さを判断できる制度です。価格の比較という目的以外での縦覧は、お断りすることがあります。

縦覧帳簿に記載されている内容は次のとおりです。

- 土地価格等縦覧帳簿
土地の所在、地番、地目、地積、価格
- 家屋価格等縦覧帳簿
家屋の所在、家屋番号、種類、構造、建築年次、床面積、価格

■閲覧・縦覧で必要なもの

印鑑、本人確認のための運転免許証、健康保険証など

■閲覧・縦覧場所、問合せ

○市庁舎本館資産課税資産係
TEL0897-52-1325

○各総合支所
税務課税務係(東予)
総務課税務係(丹原・小松)

生ごみ処理機等の購入費を補助します

生ごみの減量化と堆肥化の推進のため、生ごみ処理機などを購入される市内の一般家庭に対して補助金を交付しています。

■補助の内容

- 生ごみ処理機
補助率2分の1
補助金上限2万円
1世帯1基まで
- 生ごみ処理容器
補助率2分の1
補助金上限3千円
1世帯2基まで

■平成22年度補助予定基数

- 生ごみ処理機 90基
- 生ごみ処理容器 70基

■問合せ

○市庁舎別館環境衛生課
廃棄物対策係
TEL0897-52-1338

○各総合支所市民福祉課
生活環境係(東予)
市民福祉係(丹原・小松)

資源リサイクル活動
奨励補助金を交付します

家庭ごみの減量化と再資源化推進のため、資源物の集団

回収を行う団体に対して、回収量に応じた補助金を交付しています。

補助金の交付を受けるには事前に団体登録を行っていただく必要があります。

■補助対象団体の要件

- 地域住民20人以上で構成する、営利を目的としない団体であること
- 資源物を市内のリサイクル業者に持ち込むこと
- 回収にかかる経費はすべて団体が負担すること

■補助金額

回収資源物1kgにつき4円

■補助対象の資源物

新聞、雑誌、段ボール、スチール缶、アルミ缶など(事業活動に伴う資源物は対象となりません)

■実績(回収量・団体数)

○平成20年度
約1183ト・54団体

○平成21年度(1月末現在)
約1014ト・58団体

■問合せ

○市庁舎別館環境衛生課
廃棄物対策係
TEL0897-52-1338

○各総合支所市民福祉課
生活環境係(東予)
市民福祉係(丹原・小松)

TEL0897-52-1338